

# 地方職員共済組合の概要

## 沿 革

地方職員共済組合は、道府県の職員等に対し健康保険事業及び福祉事業を行うため、政府職員共済組合令に基づき昭和 16 年 2 月に「内務職員共済組合」として設立されました。

昭和 23 年 7 月 1 日には、国家公務員共済組合法により「地方職員共済組合」と名称が変わり、昭和 24 年 10 月から従来の健康保険事業及び福祉事業に加え年金業務を行うこととなりました。

その後、地方公務員の健康保険・年金が整備され、地方公務員等共済組合法が制定されたことに伴い、昭和 37 年 12 月から同法に基づく「地方職員共済組合」となりました。

## 事業目的

地方職員共済組合は、相互救済の精神に基づき、組合員である道府県の職員等(約 32 万人)の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、健康保険及び年金業務を行い、また、宿泊施設の経営、組合員の健康管理の増進、組合員に対する資金の貸付等の福祉事業を併せて行うことにより、地方公務員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的として設立されました。

## 本部と支部

地方職員共済組合は、地方公務員等共済組合法の規定により、道府県職員及びその家族等の総合的社会保険事業を行うために設立された法人です。

本部を東京都内に、支部を各道府県内に置いています。

## 組 織

